

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 積善会(以下「本法人」という。)の役員報酬等(含旅費等)の基準を定め、適正なる支給方法を図ることを目的とする。

(支給処理の基準)

第2条 本法人の支給処理に関しては法令及び定款の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

第3条 本法人の支給処理に関しては本部会計にて行うものとする。

(支給対象者)

第4条 支給対象者は、本法人の理事・評議員及び監事とする。

(支給額の上限)

第5条 理事及び監事の報酬額の総額は、年額15,000,000円以内とする。

(報酬等の支給基準)

第6条 報酬額は、理事会、評議員会の議決を経て定める。

その額は、給与規定、別表No.1「年齢勤続給表」と別表No.2「職能給表」の合計範囲内(月額 ※①+※② 249,300円～833,700円)の額とする。

※①「年齢勤続給表」 74,300円～142,200円

※②「職能給表(VII等級以上)」 175,000円～691,500円

第7条 退任役員に対する慰労金支給については、理事会の議決を経て、その額は理事長が定める。

(旅費の支給額)

第8条 旅費については、次により支給する。

1 日帰り旅費 10,000円

① 理事会、評議員会に出席した場合

② 監事監査業務を実施する場合

③ 理事・評議員・監事の研修会(外部研修機関が主催する研修)に出席した場合

④ その他法人の必要に応じた業務に出席した場合

2 宿泊旅費 実費

(支給方法)

第9条 給与に相当する役員報酬は、口座振込によって支払う。

退任役員に対する慰労金は、現金又は口座振込によって支払う。

旅費は、現金によって支払う。

(支給時期)

第10条 給与に相当する役員報酬は、毎月25日を基準日として支給する。

退任役員に対する慰労金は、退職の日から2週間以内に支給する。

日帰り旅費は当日もしくは精算後1週間以内、宿泊旅費は精算後1週間以内に支給する。

(実施日)

第11条 この規程は、平成10年9月30日より実施する。

附則 平成13年 3月24日改定
平成16年 9月18日改定
平成18年 2月25日改定
平成29年 4月 1日改定
令和 2年 4月 1日改定